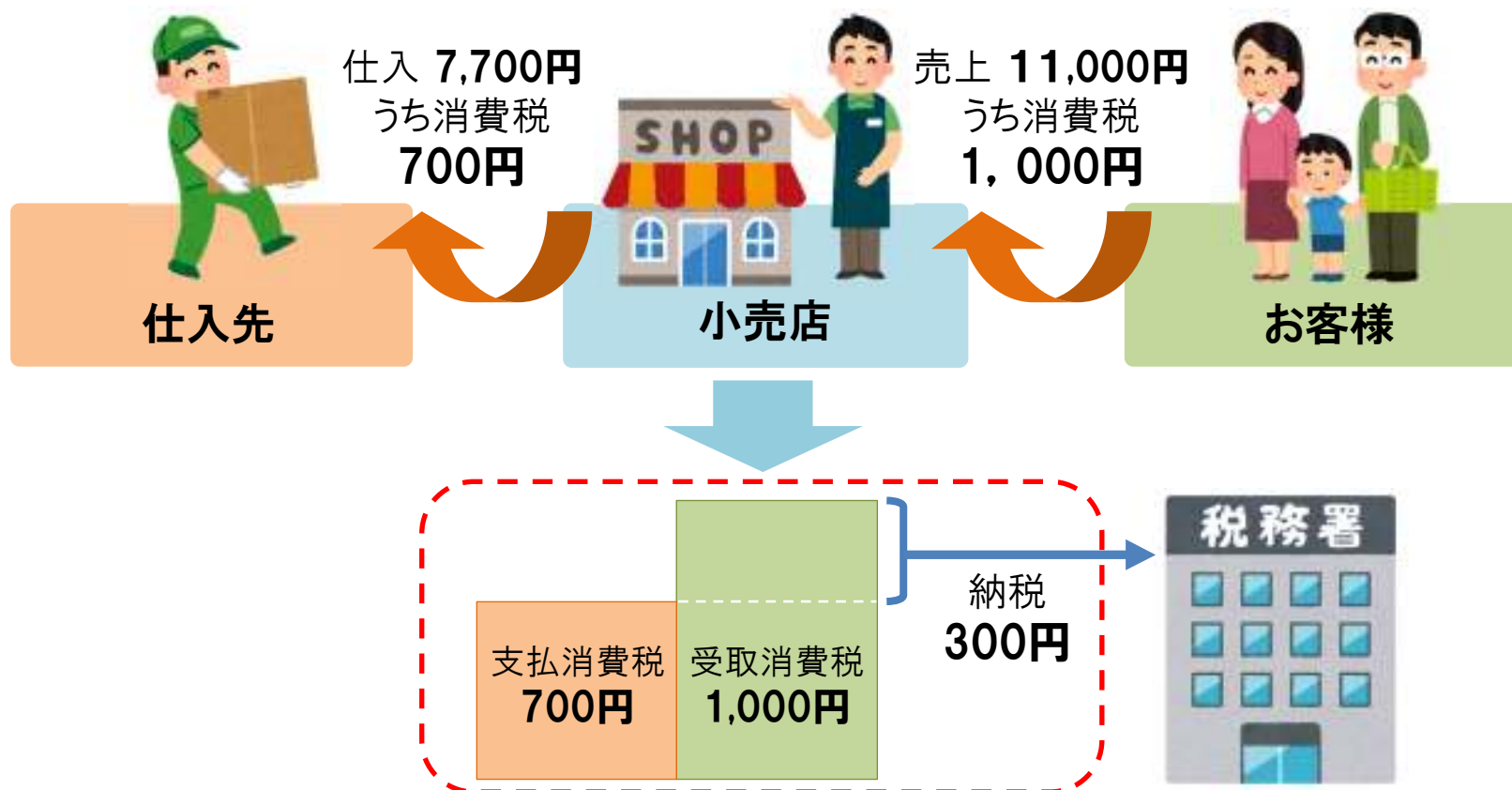


# インボイス制度とは

令和5年10月1日から、  
消費税の仕入税額控除の方式として  
「**適格請求書等保存方式**」  
(いわゆる**インボイス制度**)  
が導入されます

# 消費税の仕入税額控除

事業者が納税する消費税は、原則としてその事業者が受け取った消費税から支払った消費税を控除した残額として計算される仕組みになっています。これを**仕入税額控除**といいます。



# 仕入税額控除のために必要なこと

## 現状

- 帳簿の保存
- 請求書等の保存



## 令和5年10月以降

- 帳簿の保存
- **適格請求書発行事業者**が  
交付する**インボイス**等の保存

「インボイス」=「適格請求書」

**インボイスが無ければ  
仕入税額控除ができなくなります**  
(前頁の小売業者は1000円を納税することになる)

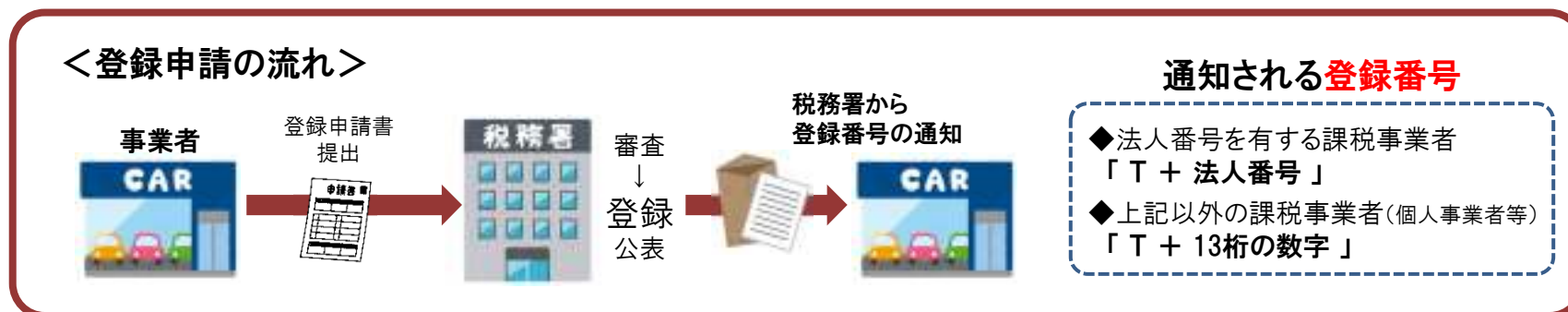
## インボイスとはどんなもの？



- (1) インボイスを交付できるのは適格請求書発行事業者に限られます  
適格請求書発行事業者になるには**登録申請手続き**が必要です →次ページ
- (2) インボイスには**一定の事項を記載**する必要があります →6ページ

# (1) 適格請求書発行事業者登録

- ◆インボイスを交付できるのは適格請求書発行事業者に限られます。
- ◆適格請求書発行事業者になるには、税務署長に登録申請書を提出し、登録を受ける必要があります。なお、**課税事業者でなければ登録を受けることができません。**



## 登録申請手続きは令和3年10月1日から始まっています

※インボイス制度が始まる令和5年10月1日から登録を受けるためには、原則として、令和5年3月31日までに登録申請書を提出する必要があります。

- 【課税事業者】 課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円を超える事業者は消費税の納税義務者となり、消費税の申告および納付を行う必要があります
- 【免税事業者】 基準期間における課税売上高が1,000万円以下の事業者は、原則として消費税の納税義務が免除され、消費税の申告を行う必要がありません。  
なお、免税事業者でも課税事業者になることができます。

# (1) 適格請求書発行事業者登録

## 登録申請手続き

### ◆郵送の場合

国税庁ホームページより「**適格請求書発行事業者の登録申請書**」をダウンロードして必要事項を記入の上、管轄地域の「インボイス登録センター」へ送付します。

札幌国税局インボイス登録センター … 北海道  
仙台国税局インボイス登録センター … 青森 岩手 宮城 秋田 山形 福島  
関東信越国税局インボイス登録センター … 茨城 栃木 群馬 埼玉 新潟 長野  
東京国税局インボイス登録センター … 千葉 東京 神奈川 山梨  
金沢国税局インボイス登録センター … 富山 石川 福井  
名古屋国税局インボイス登録センター … 岐阜 静岡 愛知 三重  
大阪国税局インボイス登録センター … 滋賀 京都 大阪 兵庫 奈良 和歌山  
広島国税局インボイス登録センター … 鳥取 島根 岡山 広島 山口  
高松国税局インボイス登録センター … 徳島 香川 愛媛 高知  
福岡国税局インボイス登録センター … 福岡 佐賀 長崎  
熊本国税局インボイス登録センター … 熊本 大分 宮崎 鹿児島  
沖縄国税事務所インボイス登録センター … 沖縄



### ◆e-Taxの場合

e-Taxソフトを利用することでパソコンやスマートフォンでの申請も可能です。

※登録されると、国税庁のホームページで「適格請求書発行事業者登録簿」に公表されます

## (2) インボイスの記載事項

現行の請求書

- ・発行者の氏名または名称
- ・取引年月日
- ・取引内容(軽減税率の対象品目である旨)
- ・税率ごとに区分して合計した対価の額(税込)
- ・受領者の氏名または名称



### 適格請求書(インボイス)

- ① **適格請求書発行事業者**の氏名または名称および**登録番号**
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容(軽減税率の対象品目である旨)
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜または税込)および**適用税率**
- ⑤ **税率ごとに区分した消費税額等**
- ⑥ 受領者の氏名または名称

※赤字の項目が現行の請求書に追加される事項です

### インボイスの例

請求書

△△商事(株)  
登録番号 T 012345...

11月分 131,200円 ××年11月30日

日付	品名	金額
11/1	魚 *	5,000円
11/1	豚肉 *	10,000円
11/2	タオルセット	2,000円
...		
合計	120,000円	消費税 11,200円
8%対象	40,000円	消費税 3,200円
10%対象	80,000円	消費税 8,000円

\* 軽減税率対象

自動車注文(契約)書は、**契約の成立等を証明する目的で作成される文書**であり、請求書ではありません

# 販売する側がすべきこと

## <インボイス発行のために必要なこと>

令和5年3月までに

◆ **適格請求書発行事業者登録**の申請

令和5年9月までに

◆ インボイスの必要記載事項に合った**請求書の様式変更**

令和5年10月から

◆ 取引の相手方(課税事業者)から求めがあった場合の**インボイスの交付**

◆ 交付した**インボイスの写しの保存**(課税期間の末日の翌日から二月を経過した日から7年間)

### ※「免税事業者」への影響について

- 現行制度では免税事業者からの仕入でも仕入税額控除が可能ですが、インボイス制度になるとインボイスを発行できない免税事業者からの仕入については仕入税額控除ができませんので、買手は免税事業者からの仕入を敬遠することが想像されます。
- 取引継続のために売り手としては、「免税事業者」から「課税事業者(消費税を申告・納税)」となり、「適格請求書発行事業者」になるかを検討する必要があります。

# 仕入れる側がすべきこと

## <仕入税額控除を受けるために必要なこと>

令和5年9月までに

### ◆仕入の相手が適格請求書発行事業者かどうかの確認

免税事業者や消費者など適格請求書発行事業者以外から行った課税仕入は、原則として仕入税額控除が受けられませんので、取引相手が登録済かの確認が必要です

### ◆受領した請求書がインボイスの必要記載事項を満たしているかの確認

令和5年10月から

### ◆一定の事項を記載した帳簿、およびインボイスを保存

(インボイスの保存期間は、課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から7年間)

<例外>

#### ※消費者等からの仕入(買取)

古物商が適格請求書発行事業者でない者(消費者等)から古物を買受ける場合、これまで通り一定の事項を帳簿に記載することで仕入税額控除が可能です。

#### ※オートオークション(AA)仕入

AAで落札した場合、「媒介者交付特例」により、AA会場が発行した計算書がインボイスとして認められています(AA会場が媒介者交付特例を利用するためには、参加者の登録番号の把握等、媒介者として必要な要件を満たす必要がありますので、原則として免税事業者はAAに参加することはできません)。



# (参考)

国税庁 適格請求書発行事業者 公表サイト <https://www.invoice-kohyo.nta.go.jp/>

インボイス番号検索

「T」+ 法人番号13桁 → 事業名を特定 ○  
事業名 → 「T」+ 法人番号13桁を特定 ×



※国税庁 法人番号公表サイト <https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>



法人番号検索

法人番号13桁 → 事業名を特定 ○  
事業名 → 法人番号13桁を特定 ○

# 国税庁 軽減税率関連資料

適格請求書等保存方式の概要



インボイス制度に関するQ&A

インターネット番組(税に関する動画)

